

債権譲渡通知書

年 月 日

宮城県

県税事務所長 殿

【譲渡人（納税義務者等）】

住所（所在地）	〒
フリガナ	
氏名（名称）	印
※譲渡人（納税義務者等）が自署、押印してください。 ※法人の場合は代表者名を併記し、代表者印を押印してください。	
電話番号	

私（譲渡人）は、下記の過誤納還付金の還付請求権及び受領権を譲受人に譲渡しましたので、通知します。
なお、この通知書提出の日から6か月経過しても過誤納還付金が発生しない場合には、この通知がなかったものとして取扱って差し支えありません。

記

税金の種類	自動車税	・	自動車税以外（	税）			
年 度	年度		課税番号（自動車税以外）				
自動車登録番号 （ナンバープレート）	宮城	・	宮	・	仙台	数字	かな
還付金の発生事由	抹消		・	重複納付	・	その他（	）
上記事由の発生日	年		月	日			

【譲受人】

住所（所在地）	〒
フリガナ	
氏名（名称）	
※法人の場合は代表者名を併記してください。	
電話番号	

【振込指定口座】 ※漁業協同組合へは振込みできません。（ただし、宮城県漁業協同組合は可）

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合				本店 支店 出張所
預金種別	普通	・	当座	口座番号	
フリガナ					
口座名義人					

※必ずお読みください

注意事項

- ① 譲渡人（納税義務者等）及び譲受人に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により当該未納の徴収金に充当いたします。
- ② 提出日又は受付日より先に債権譲渡通知書又は差押通知があった場合には、還付できない場合があります。
- ③ 譲渡人の印は、印鑑登録した印（実印）を押印し、印鑑登録証明書（発行から6か月以内のもの※写し可）を添付してください。印鑑登録証明書を添付しない場合は、過誤納が発生した自動車税の領収書原本（ゆうちょ銀行又は郵便局で納めた場合は、「（税目名）納付書兼振替払込請求書兼受領書」）を本書提出のときに提示してください。（郵送による通知の場合で、領収書原本の返却を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒も同封してください。）
- ④ 譲渡人の氏名及び住所の確認できない場合には、住民票又は免許証等（写し可）の添付を求める場合があります。
- ⑤ 記載漏れ、記載誤り、押印漏れ、添付書類漏れ等の不備があった場合は、返却することがあります。
- ⑥ この債権譲渡通知書は、発生月の翌月5日までに各課税事務所に提出してください。重複納付の場合は、納付日から5日以内に提出してください。

※県使用欄

課税事務所		課税番号		受付日 （収受印）	
会計年度		過誤納番号			